

## マル経資金 利子補給金交付制度 概要

(利子補給対象者)

- (1) 町内に住所を有する者で、同一事業を引き続き1年以上営む者。  
又は、町内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営む者。
- (2) 町税（国民健康保険税を含む。）を完納している者。

(利子補給金の額等)

支払利息の2分の1以内、又は1.5%のいずれか低い方の額。

(利子補給金の交付申請)

当該年分を翌年1ヶ月以内に、下記の書類を商工会まで提出する。

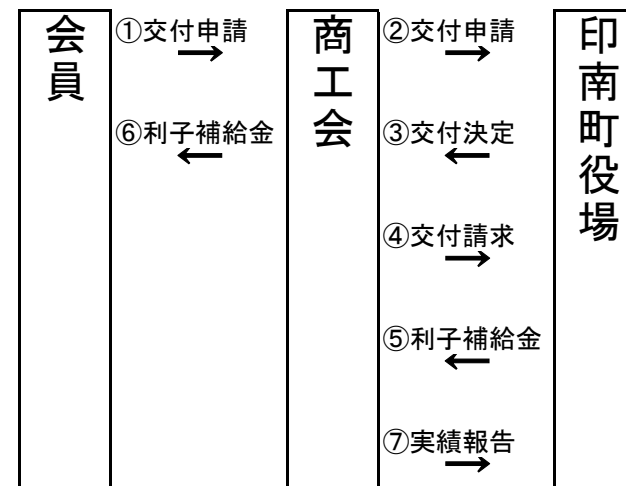
1. 日本政策金融公庫の利息支払証明書
2. 印南町納税証明書
3. 委任状（申請）

(利子補給金の交付期間)

当初借入契約で締結した借入期間の範囲内。

(当初借入契約日が11月～12月の場合は、初年度のみ対象外とする。)

利子補給フロー図



## マル経資金 融資制度 概要

(マル経制度)

小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で借入できる制度。  
詳細は公庫HP ([http://www.k.jfc.go.jp/tyuushou/kaizen\\_m.html](http://www.k.jfc.go.jp/tyuushou/kaizen_m.html)) 参照

マル経制度にて融資推薦を受けるためには「金融審査委員会」の審査が必要です。

審査会開催には時間がかかることもありますので、資金利用計画のご相談はお早め  
にお願いします。

※融資最終決定は日本政策金融公庫の判断となりますので、必ずしも融資が  
受けられるとは限りません。

マル経フロー図

